

# 令和7年 第1回定例会

(令和7年3月25日)

## 北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和7年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会会議録第1号

---

令和7年3月25日（火曜日）

---

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

---

出席議員9名

1 番	竹之内 和 満 議員
2 番	田 中 秀 一 議員
3 番	楠 元 康 博 議員
5 番	鮎 川 浩 一 議員
6 番	上 筋 睦 雄 議員
7 番	日 高 信 一 議員
8 番	田 上 真由美 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	出 水 睦 雄 議員

欠席議員1名

4 番	大 田 基 次 議員
-----	------------

---

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長	椎 木 伸 一
代表監査委員	大 堂 充 博

---

副理事長	西 平 良 将
理事	川 添 健

---

議会事務

書記長	春 田 和 彦
次長	西 野 竜 一
会計管理者	中 里 豊

---

事務局

溝 口 雄 二	事務局長
大 石 直 樹	総務課長
中 川 淳 一	施設管理課長
西 田 清 一	施設管理課長補佐兼衛生センター管理係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
戸 崎 昭 文	施設管理課リサイクルセンター管理係長
桐 原 祐 吉	施設管理課主幹

山 下 陽 一	総務課施設整備係長
小 塚 浩 文	総務課主幹兼介護認定審査係長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）
西 村 典 剛	総務課庶務係主任主査（議会事務併任）
阿 多 翔 哉	総務課庶務係主事（議会事務併任）

---

#### 付議した事件

- 議案第 1 号 令和 7 年度北薩広域行政事務組合予算
- 議案第 2 号 令和 6 年度北薩広域行政事務組合補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 号 北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議案第 1 号 北薩広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時40分 開 会

### 《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達しております。これより、令和7年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

### 《開 議》

(木下孝行議長)

これより、本日の会議を開きます。

4番大田議員から本日の会議に欠席する旨の届出がありました。

### 《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、2番田中秀一議員、3番楠元康博議員を指名いたします。

### 《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を申し上げます。

監査委員から提出のありました定期監査の結果及び理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配布しておきました。

これで、諸般の報告を終わります。

### 《会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、お手元に配布してあります会期日程表のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日の1日間とし、会期日程については、配布してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

### 《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

### 《日程第3 議案第2号 上程》

(木下孝行議長)

日程第3、議案第2号、令和6年度北薩広域行政事務組合補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました令和6年度北薩広域行政事務組合補正予算(第4号)について提案理由を説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく給与費の調整及び派遣職員退職手当負担金の新規計上によるものでございます。

本組合の職員及び会計年度任用職員の給与につきましては、出水市職員の給与に関する条例等を準用して支給しており、先の出水市議会第1回定例会において、当該条例の一部改正案が可決されましたことから、改正内容に基づき、給料と手当等について補正をしようとするものでございます。

また、派遣職員退職手当負担金については、過去に派遣実績のある出水市職員2名の早期退職に伴い、その経費を新規計上いたしました。

それでは、まず歳出から説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

第2款総務費、1項1目一般管理費で、給与改定に伴い職員給与費を129万3,000円増額し、会計年度任用職員の給与改定分として、10万7,000円を増額いたしました。

また、派遣職員退職手当負担金を546万7,000円新規計上いたしました。

次に、第3款民生費、1項1目介護保険業務費では、給与改定に伴います職員給与費の調整としまして、76万2,000円増額しました。

次に第4款衛生費、1項1目じんかい処理費では、給与改定に伴う職員給与費の調整としまして、49万4,000円を増額したほか、会計年度任用職員の給与改定分として42万9,000円を増額いたしました。

次に、2目リサイクル処理費では、給与改定等に伴う職員給与費の調整として、25万3,000円を増額したほか、会計年度任用職員の給与改定分として、21万1,000円を増額しました。

次に、3目し尿処理費では、給与改定等に伴う職員給与費の調整として、25万6,000円を増額しました。

これに対する歳入であります。10ページ、11ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金、1項1目負担金、第1節市町負担金の補正額927万2,000円の増額は、歳出予算の補正に伴い、構成市町の負担金を調整したものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。今回の補正額は、927万2,000円の増額で、予算規模は11億3,005万6,000円となるものであります。

どうかよろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑回数は3回以内といたします。  
質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。  
討論を許します。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。  
採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 《日程第4 議案第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第4、議案第1号、令和7年度北薩広域行政事務組合予算を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました令和7年度北薩広域行政事務組合予算について提案理由を説明いたします。

令和7年度北薩広域行政事務組合予算は、北薩地域管内の住民が安心して快適な生活を送られるよう、事務組合が共同処理することとされており、一般廃棄物処理及びリサイクル処理のほか、介護認定審査等の運営に必要な予算を計上いたしました。

予算書の8ページ、9ページをお開きください。

令和7年度はストックヤード整備工事に着手しますが、旧環境センター解体工事が6年度で終了したほか、各施設の維持管理に係る業務内容の変更に伴い、衛生費が減額となっております。

それにより本組合の当初予算額は令和6年度に比べて1億1,439万1,000円減少し、10億1,710万7,000円となりました。

歳出予算の主なものとしては、まず、第2款総務費では、例年と同様に、事務局の管理運営に係る経費を計上しております。

第3款民生費では、介護認定審査業務等に係る審査委員の報酬と費用弁償等を計上してお

ります。

次に、第4款、衛生費では、各施設の運営経費のほか、施設の安定稼働を確保するため、定期点検や補修等の経費を計上しましたほか、7年度から着手します、ストックヤード建設工事費を計上しております。

また、衛生センターが稼働から28年目となり、今後の施設の長寿命化も考慮するため、新規に施設整備基本計画策定委託料等を計上いたしました。

次に、歳入予算を説明しますので、ちょっと戻りますが7ページをお開きください。

第1款、分担金及び負担金は、市町負担金でありまして、歳入歳出予算の差額を補填する財源となります。

第2款、使用料及び手数料では、令和6年度の実績見込みを参考に施設使用料を計上いたしました。

第3款、国庫支出金は、ストックヤード整備事業に係る交付金を計上いたしました。

また、第7款、諸収入は、主に環境センターの売電収入のほか、鉄、アルミ類、古紙類の売払い収入となりますが、売払い単価の上昇を見込み、6年度に比べ増収を見込んでおります。

最後に、第8款、組合費は、ストックヤード整備事業に係る一般廃棄物処理事業債を計上いたしました。

私からの説明は以上でございますが、令和7年度は、構成市町に対し、令和6年度と同様、財政負担をお願いすることになりますので、予算執行に当たっては、長期的な視野を持ちつつも、緊急性及び重要性を踏まえ、予算の効率的な執行に努めて参りたいと考えておりますので、どうかよろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

なお、細部にわたってはその後、事務局長から説明をいたします。

(溝口雄二事務局長)

それでは、私のほうから令和7年度北薩広域行政事務組合予算につきまして、事項別明細書によりまして、歳出予算から先に説明を申し上げます。

まず、14ページ、15ページをお願いいたします。

第1款、議会費では、議員報酬のほか、議会活動に必要な費用弁償など、議会運営費を計上しました。

第2款、総務費では、379万3,000円の減額となり、6,829万4,000円となりました。

正規職員が1人欠員となっているため、その補充として、会計年度任用職員に係る経費を計上しております。

なお、監査委員費は、令和6年度並みの予算計上をしております。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

次に第3款、民生費では、介護認定、障害支援区分認定審査業務に係る経費等、全体で6,149万7,000円を計上しましたが、今年度は、介護保険システムの標準化移行に伴う経費を新規計上したことに伴い、対前年度比で1,604万7,000円の増額となりました。

次に、第4款、衛生費、1目じんかい処理費の環境センター管理費では、事務費のほか、菜切地区環境保全協議会の開催経費や、環境美化協力金を計上いたしました。

施設管理費の会計年度任用職員は、計量事務補佐員1人に加え、施設延命化の見地から事

業系ごみ減量と適正化を図るため、環境調査員2人分の報酬等を計上しました。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

令和7年度予算における各施設の共通事項として、令和6年度の実績見込みを参考に、施設の運営に必要な光熱水費や消耗品費、保険料等を計上しております。

委託料は、運転管理業務のほか、ダイオキシン類測定分析業務や最終処分場残余埋立量測量業務委託料等を計上いたしました。

なお、この細目の環境センター管理費は予算額は令和6年度に比べて579万4,000円減少していますが、この主な要因は、薬品費のほか、燃料調整費の単価の減に伴う電気料の減やボイラー定期事業者検査業務委託料が皆減したものであるものでございます。

次に、環境センター維持補修費では、施設の通常補修業務として、焼却処理施設定期補修費のほか、ごみクレーン補修費等を計上しておりますが、ごみ処理施設定期補修における発電タービン分解点検補修が皆減したことによりまして、予算額が令和6年度に比べ2,000万円の減額となりました。

次に、リサイクル処理費の不燃物処理費では、一般事務費や光熱水費、部品など消耗品費を計上したほか、運転管理業務、清掃業務委託料を計上いたしました。

次に20ページ、21ページをお願いいたします。

リサイクルセンター不燃物処理施設維持補修費では、粗破砕機、細破砕機の補修費が皆減したことによりまして、前年度に比べて2,980万円の減額となりました。

リサイクルセンター資源化処理費の資源化処理施設管理費では、会計年度任用職員の報酬等のほか、光熱費や運転管理業務、廃乾電池再生処理業務委託料等を計上いたしました。

次に、リサイクルセンターリユース品等ストックヤード整備事業費では、ストックヤード建設工事施工監理業務委託のほか、ストックヤード建設工事等を計上しております。

次に、し尿処理費の衛生センター一般管理費では、一般事務費に加え、出水干拓東土地改良区負担金を計上いたしました。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

衛生センターの施設管理費では、光熱水費や、A重油等の燃料費、薬品費のほか、運転管理業務、受入槽及び貯留槽清掃業務委託料等を計上しました。

次に、衛生センター維持補修費では、例年と同様に、オゾン設備等の補修費のほか、し尿貯留槽防食被覆塗装補修等を計上しました。

次に、衛生センター整備事業費では、衛生センターが稼働から28年目となり、今後の施設の長寿命化に備えて、施設整備基本計画及び循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料等を新規計上いたしました。

次に6款、公債費では、組合債に係る定時償還利子と一時借入金利子を計上し、第7款、予備費では、例年と同様、50万円を計上いたしました。

26ページ、27ページをお願いいたします。

引き続き、給与費明細書により、職員給与費の総括を説明いたします。

一般職の職員数は23人、給与費等の総額は1億4,392万5,000円で、令和6年度に比べると、給与費等が308万2,000円増加しております。

正規職員の数は18人で、給与費等は1億5,904万2,000円となりました。

次に、会計年度任用職員の数は前年度より1人増加し、給与費等の総額が、1,458万7,000



円となっています。

以上で給与費の説明を終わり、歳入予算の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

第1款、分担金及び負担金では、市町負担金を計上しました。

歳出予算の減少により財源を補填するため、令和6年度と比べ、7,280万円の減少となっております。

なお、地方交付税分とは、組合債に対して措置される地方交付税分の負担金であり、一旦、出水市が受入れた後、同額を組合に負担してもらうものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料では、環境センター及びリサイクルセンターの使用料並びに各施設の行政財産目的外使用料等を計上いたしました。

環境センター及びリサイクルセンター使用料は、令和6年実績見込みを参考に、前年度並みの収入を見込みました。

次に、第3款、国庫支出金では、ストックヤード整備事業に係る廃棄物処理施設整備交付金を計上いたしました。

令和4年度から5年度では、循環型社会形成推進交付金が交付されておりましたが、令和6年度以降は、廃棄物処理施設整備交付金で交付されることとなります。

交付率は3分の1です。

次に、第5款、財産収入では、普通財産として管理している旧衛生センターの管理道路敷地に係る貸付け料を計上しました。

また、第7款諸収入では、預金利子のほか、1ページめくっていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

雑入としまして、環境センター分では、主に売電収入等を、リサイクルセンターの不燃物及び資源化処理施設分では、主に鉄、アルミ、古紙類の売払い収入を計上いたしました。

環境センターの売電収入における売電単価の増、アルミ等の売却単価の上昇を見込みまして、諸収入全体では521万5,000円の増収を見込んでおります。

最後に、第8款、組合債は、ストックヤード整備事業に係る組合債を計上しました。

起債充当率は90%で、年度元利償還金の50%分が地方交付税とし、措置される見込みでございます。

4ページにお戻りください。

債務負担行為に環境センター運転管理業務委託の期間と限度額を、また、第3表地方債に令和7年度発行の組合債の起債及び限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載しております。

以上が令和7年度当初予算における主な事業となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私から以上です。

(木下孝行議長)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入りますが、質疑回数は3回以内といたします。

質疑ございませんか。

田上議員。

(田上真由美議員)

それでは質疑をさせていただきます。

私たちは先ほどの議案第2号におきまして、令和6年度補正予算第4号におきまして、給与改定が行われました。

これは人事院勧告によるものですが、人件費の高騰は昨今の流れとなっております。

そこで、以下のことを、議案第1号、令和7年度予算について質疑をしたいと思います。

まず、環境センター、リサイクルセンター、衛生センター、こちらはどちらも全て、運転管理業務委託をしております。

この運転管理業務委託におきまして、人件費の高騰に対応しているのかどうかというのをまず1点お聞かせください。

そして2点目です。

この予算書の32ページの債務負担行為の部分でございますが、それぞれの5年間の限度額が、リサイクルセンター不燃物処理施設が1億1,250万円、そして、リサイクルセンターの資源化処理施設が8,550万円、衛生センターが1億1,000万円となっております。

そして、先ほど説明がございました4ページにあります、環境センター、令和8年から12年度までのこの5年間で限度額が9億9,500万円となっております。

ここで伺いたいのは、これまでのそれぞれの施設において5年間の限度額をお聞かせ頂きたいと思います。

そして3点目です。

人件費の問題になってまいります。

環境センター、リサイクルセンター、衛生センターの運転管理業務委託につきまして、それぞれの人件費の平均値をお聞かせください。

以上3点お聞かせください。

(溝口雄二事務局長)

まず限度額から申し上げます。

限度額につきましてはですね、5年間の限度額ということでございました。

まず、リサイクルセンターと衛生センターにつきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間の契約としては、最初でございます。

まず、リサイクルセンターから申し上げますと、リサイクルセンターの不燃物と資源物を二つに分かれて契約をしておりますが、その限度額から申し上げますと、令和4年度から令和8年度が不燃物におきましては1億1,250万円となっております。

(木下孝行議長)

最初の質問がですね、業務委託の中に給料の物価高騰の対策が加味されているのかです。

(溝口雄二事務局長)

それぞれの委託業者におきましては、見積りの段階で、それぞれを契約するときに、国が示

す建設保全業務労務単価を参考にしておりますので、契約する時点では、その単価をもとに上昇率とかいろいろなものが反映されているということです。

(木下孝行議長)

ここで暫時休憩とします。

午前 10 時 5 分 休 憩

午前 10 時 5 分 再 開

(木下孝行議長)

会議を再開いたします。

(中川淳一施設管理課長)

前回の契約になりますと、まず、リサイクルセンターの不燃物処理施設でございますが、前回は平成 31 年から令和 2 年度まで契約しておりまして、前回の債務負担の限度額につきましては、6,700 万円が債務負担の限度額でございます。

続きまして、リサイクルセンターの資源化処理施設でございますが、前回、平成 31 年から令和 3 年度までが、3,112 万円となっております。3 年間です。

続きまして、衛生センターの債務負担限度額は、前回は 6,550 万円でもこれも 3 年間となっております。

旧環境センターにつきましては、前回は平成 31 年度から令和 2 年度の 2 年間となっております。

新環境センターとは別に旧環境センター分が、2 年間で委託業務が終わるということで 2 年間の業務としております。

さらに、新・旧環境センターでは人数が違いますので、この新環境センターは全体で 26 名、旧環境センターは全体で 13 名でした。

その債務負担の限度額は、1 億 3,260 万円でございます。

以上です。

(田上真由美議員)

まずお伺いしたのが、この運転管理業務委託におきまして人件費の高騰にその都度対応する仕組みがあるのかという形でお伺いしたと思っておりますが、この件につきましては、まずはその契約時に、この国の算定根拠に基づいてやるので、人件費が今高騰しているからといって即時対応するわけではないというお答えでよろしかったでしょうか、この確認が 1 点です。

そして次に、限度額をお伺いいたしました。この限度額につきましては、契約の年数が違うことから、今すぐには比較にならないということを実感しましたので、後ほどこれにつきましては、1 年の単価をまた調整したいので、後ほど資料を頂ければと思います。

そして、先ほど 3 点目でお伺いしました。

それぞれの業務委託において、人件費の平均値が分かればというふうにお伺いしましたが、これについては、今は、資料は持ち合わせていらっしゃらないということでもよろしいでしょうか。

お伺いいたします。

(溝口雄二事務局長)

1点目の即時対応できるかという問題でございます。

現時点ではですね、5年間の契約でやっております。

その時点では国の単価でいろいろ計算しておりましたが、急激な物価上昇に対応できない部分につきまして現時点では、申出がございませんでしたので、申出によりまして、双方の協議で、その後は調整をしていくものというふうに考えております。

2点目につきまして施設管理課長から説明させます。

(中川淳一施設管理課長)

それでは、それぞれの施設の人件費について御説明いたします。

まず、リサイクルセンター不燃物処理施設でございますが、現在の1人当たりの単価でございますが、令和4年度から令和8年度まででございますが、1人当たり約450万でございます。

続きまして、リサイクルセンター資源化処理施設でございますが、1人当たり342万円でございます。

続きまして、衛生センターでございますが、1人当たり550万円でございます。

続きまして、環境センターでございますが、1人当たり733万円でございます。

以上で終わります。

(田上真由美議員)

では先ほど来、この人件費の高騰に対応しているのかどうかにつきましては、また業者からの申入れがあれば、そのところは協議をして対応していくというふうに認識してよろしいかどうかの確認です。

業務委託などに関しましてはこの議会だけではなくて、各自治体においても、今後重要な課題になってくる案件だと考えております。

ですので、今ここでだけで取り上げる問題だけではないのではございますが、その確認を一度させていただきたいと思っております。

(溝口雄二事務局長)

先ほども答弁申し上げましたとおり、申出によりまして、双方の協議、どういうふうになるか、結果は分かりませんが、双方の協議という形になってくると思います。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(出水睦雄議員)

教えていただきたいと思っております。

13ページですね、環境センター分として、1,250万の内訳として、原子力立地給付金及びごみの発電という項目がありますけど、この内訳どうなってますか。

(中川淳一施設管理課長)

それではお答えします。

環境センター分の原子力立地給付金につきましては、原子力発電に対し、国民の理解と協力を求めるため、国の電源立地地域対策交付金規則に基づきまして、川内原発が立地する薩摩川内市とその周辺市町に対して交付される給付金でございまして、内訳としまして、契約電力が28キロでございまして、1キロワット当たり744円ありますので合計で2万832円の内訳でございます。

続きまして、売電でございしますが、売電につきましては、ここで発電した余剰の電力は売電しております。

売電の収入でございしますが、売電の収入は、残りが全てになります。

(溝口雄二事務局長)

1点だけ補足説明をさせていただきます。

先ほどの人件費の平均値ということでございますけども、これはあくまでも契約金額の中で、単純に人数割りをした分だけでございますので、実際それが支払われているかどうかというのは、その会社の内訳でございまして、それはうちの契約の中での人数割りの平均値でございまして、補足説明させていただきたいと思っております。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(上筋睦雄議員)

17ページですね。

認定審査業務費のところですね、1番下のシステム標準化移行に伴う介護保険システム導入業務委託、これは項目だけですか、これをやるってということですかね。

そして、これまでの審査に要する日数が縮まるのか、あるいは便利になるのかということですか。

お聞かせください。

(溝口雄二事務局長)

お答えをいたします。

この標準化システムの業務委託料につきましては入札になりますので、金額は書いてございませんが、国の標準化に伴いましてこのシステムを導入するというものでございまして、申請から審査までですね、日程と時間は変わらないということでございます。

(上筋睦雄議員)

日程、時間、大体今どれぐらいかかっているんですか。というのがですね、いわゆる認定を受けたいということが始まってから認定されましたとなるまでの時間が少しかかり過ぎるん

じゃないかと思い、このシステムで短くなるんじゃないかと思って聞いたんですが、いやいや、変わらないよということですね、今のおり行きますよ、その間は介護保険を暫定的に利用しておりますという理解でよろしいですか。

(溝口雄二事務局長)

日数等は変わらないということでございますけれども、それぞれの市町のおきまして、その方々の介護に対するサービスはですね、切れ目なく継続してされるものと認識していたところでございます。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

### 《日程第5 議案第3号 上程》

(木下孝行議長)

日程第5、議案第3号、北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤職員の報酬、費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

現在、議員や審査会委員などの非常勤職員に対する費用弁償は、会議等に出席する際や、公務のために旅行した際、また、公務のため私用者を利用して、2市1町管内に旅行した際に支払うことと規定しております。

本案は、これらに加えて公務のために私用車を利用して、2市1町管外に出張した際等についても、費用弁償を支払うことができるようにし、併せて規定の整理を行うものでございます。

第4条の改正は、会議等に出席した場合の費用弁償について規定するよう改め、第5条の改正は、公務のために旅行した場合の費用弁償について規定するよう改めています。

附則であります、この条例は本年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより質疑に入ります。

質疑回数は3回以内といたします。

質疑ございませんか。

(鮎川浩一議員)

今のことなんですが、7年度の予算には反映されているのかどうかをお伺いいたします。

(溝口雄二事務局長)

適用がですね、令和7年4月1日ですので、本年度予算に適用されているものでございます。

適用されるので盛り込んでいるものでございます。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

### 《日程第6 発議案第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第6、発議案第1号、北薩広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(日高信一議員)

ただいま上程されました北薩広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について趣旨説明をいたします。

令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮の刑が廃止され、これにかえて、拘禁刑が創設される改正が行われ、令和7年6月1日から施行されます。

本案は、これに伴い、本組合の条例中における懲役を拘禁刑に改め、改正法の施行日である令和7年6月1日から施行するもので、よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

(木下孝行議長)

趣旨説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑回数は3回以内といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。



本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。  
議決事件の字句等の整理についてお諮りいたします。

北薩広域行政事務組合議会会議規則第 38 条の規定により、本定例会の会議結果作成において、条項、字句、数字その他の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

異議なしと認めます。よって、条項字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定をいたしました。

### 《散 会》

(木下孝行議長)

以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和 7 年北薩広域行政事務組合議会第 1 回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 24 分 閉 会



地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長

\_\_\_\_\_

北薩広域行政事務組合議会議員

\_\_\_\_\_

北薩広域行政事務組合議会議員

\_\_\_\_\_